**新型コロナウイルス感染症対策としての新規利子補給金制度の創設等について**

市では新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響に対応し、市内中小企業の事業活動を支援するため、県制度融資「経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」と協調した「袋井市経済変動対策貸付資金利子補給金制度」を創設するとともに、「袋井市中小企業景気対策特別資金利子補給金制度」の要件緩和を次のとおり実施いたしました。

１　概　要（詳細は別紙資料を参照）

(1)　「袋井市経済変動対策貸付資金利子補給金制度」の創設（県との協調融資）

　 　　県は、令和２年3月18日から経済変動対策貸付の基準金利1.97％(又は2.07％)に対して0.67％の利子補給を実施し、実質的な融資利率を1.30％(又は1.40％)にする支援を行っている。

**市はこの上乗せ支援**として、**３年間、0.67％の利子補給**を実施し、市内中小企業の**実質的な融資利率を0.63％(又は0.73％)**にする支援を実施する。

　(2)　「袋井市中小企業景気対策特別資金利子補給金制度」の対象要件の緩和

　　 ・　**最近３か月の売上高の取扱い**について、直近３か月の売上高の実績ではなく、**直近１か月とその後の２か月間の見込みを含む３か月間の売上高とする**要件緩和を行った(令和2年6月5日まで)。

２　取扱開始日

令和２年３月19日(木)

担 当 産業労政室 小澤、土屋

電 話 0538-44-3136

ＦＡＸ 0538-44-3179

メール sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

-1-

**「袋井市経済変動対策貸付資金利子補給金制度」の創設**

**別 紙**

<県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）との協調融資>

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内　　　　　容 |
| 融資対象者(市内において原則として１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、新型コロナウイルスの影響により、右記の要件に該当するもの） | ＜普通保証・セーフティネット５号保証(ＳＮ５号保証)＞直近１か月の売上高が前年同月比10％以上減少（実績）、かつ今後２か月間を含めた３か月間の売上高が前年同月比10％以上減少（見込み）＜セーフティネット４号保証(ＳＮ４号保証)＞直近1か月の売上高が前年同月比20％以上減少（実績）、かつ今後２か月間を含めた３か月間の売上高が前年同期比20％以上減少（見込み）＜危機関連保証＞直近1か月の売上高が前年同月比15％以上減少（実績）、かつ今後２か月間を含めた３か月間の売上高が前年同期比15％以上減少（見込み）**【売上減少要件と利用可能保証】** |
| 資金使途 | 新型コロナウイルスの影響を受けて必要となる設備資金及び運転資金 |
| 融資限度額 | ８，０００万円 |
| 融資期間(据置期間) | １０年以内（設備資金３年以内、運転資金２年以内） |
| **利子補給率** | **年０．６７％** |
| **利子補給期間** | **第１回償還日から３年間** |
| 融資利率 | 普通保証　　　基準金利（金融機関）　：年２．０７％ＳＮ５号保証　利子補給率（県）　　 ：年０．６７％（10年以内）**利子補給率（市）　　 ：年０．６７％（３年間）**　　　　　　　**融資利率（申請者負担）：年０．７３％**ＳＮ４号保証　基準金利（金融機関）　：年１．９７％危機関連保証　利子補給率（県）　　　：年０．６７％（10年以内）**利子補給率（市）　　　：年０．６７％（３年間）**　**融資利率（申請者負担）：年０．６３％** |
| 保証料率 | 普通保証　　　年０．２８％～１．２％ ･･･ 申請者負担ＳＮ４号保証ＳＮ５号保証　年０．００％ ･･･ 全額：県補助危機関連保証　 |
| 取扱期間（令和２年６月３０日まで） | （１）ＳＮ５号保証（令和２年３月１３日時点の指定業種）を利用する場合　　 認定申請を令和２年３月３１日までに市に対して行う必要があります。（２）ＳＮ４号、５号保証（令和２年第１四半期の対象業種）、危機関連保証を利用する場合認定申請を令和２年６月１日までに市に対して行う必要があります。（３）普通保証を利用する場合　　　 ６月３０日までに金融機関から融資を受ける必要があります。 |

-2-

**「袋井市中小企業景気対策特別資金利子補給金制度」の対象要件の緩和**

　【これまでの取扱い】

　最近３か月の売上高(実績)が、過去10年間のいずれかの同期と比較して５％以上減少していることを要件としているため、本制度を利用するには、新型コロナウイルス感染症の影響が生じてから３か月後での申請となる。

**申請可能**

5月

4月

3月

2月

4月売上高（実績）

3月売上高（実績）

2月売上高（実績）

⇒影響発生

　**【改正後の取扱い】**

　最近３か月を、直近１か月の売上高とその後の２か月間の売上高の見込みを含む３か月間とし、迅速に利用できる制度とする。

**申請可能**

3月

2月

5月

4月

4月売上高（見込み）

3月売上高（見込み）

2月売上高（実績）

⇒影響発生

＜参考＞ 袋井市中小企業景気対策特別資金利子補給金交付制度の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 融資対象者(市内において１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で、右記の要件に該当するもの） | 最近３か月**(※要件の緩和)**、６か月又は最近１年の売上高が、過去10年間のいずれかの同期と比較して５％以上減少している者 |
| 資金使途 | 運転資金又は設備資金 |
| 融資限度額 | １，０００万円 |
| 融資期間(据置期間) | ７年以内（１年以内） |
| 利子補給率 | 年０．７７％ |
| 利子補給期間 | 融資期間内 |
| 融資利率 | 基準金利（金融機関）　：年２．０７％利子補給率（市）　　 ：年０．７７％融資利率（申請者負担）：年１．３０％ |
| 保証料率 | (普通保証) 年０．２８％～１．２０％･･･ 申請者負担　ね |
| (ＳＮ５号保証) 年０．６８％･･･ 申請者負担％0.70 |
| (ＳＮ４号保証) 年０．７０％･･･ 申請者負担 |
| (危機関連保証) 年０．８０％･･･ 申請者負担 |

-3-